

仙台市立病院経営改善支援業務委託仕様書

1 目的

継続的な物価高騰、人件費の増加等により厳しい経営状況が続く中においても、仙台市立病院（以下「病院」という。）が経営を続けていくためには、収益費用両面にわたる各般の取組を講じ、持続的な運営を図っていくことが必要である。

こうした状況を踏まえ、専門性を要し契約の仕様や価格の点検が難しい材料費及び委託事業等の経費について、外部の事業者による仕様や契約内容等の点検・分析を行い、病院機能や患者サービスの水準を維持・向上しながら、適正な仕様や価格への見直しを図ることで、経費の適正化による経費削減を進めるとともに、病院職員に対する業務支援及び人材育成支援を行うことを目的とする。

本業務については、事業者の能力・知見を活用することでより高い成果を実現するため、成果連動型民間委託契約方式を活用し実施する。

2 業務内容

材料費及び委託事業等の経費について、病院が提供する契約書・仕様書等に基づき、契約内容等の分析、経費削減策の企画立案、経費削減に向けた具体的な活動支援、成果指標の測定等を実施することで、病院機能や患者サービスの水準を維持・向上しながら、適正な仕様や価格への見直しを図る。

（１）業務実施計画書の提出

受託者は、この業務が適切に実行されるための業務実施体制（現場責任者及び業務担当者の配置）、業務工程（スケジュール）、作業内容、進捗管理方法、経費削減の実現に向けた病院への具体的な活動支援内容等をまとめた業務実施計画書を提出すること。

受託者は、国や他の自治体病院の経費削減支援業務に精通し、本業務と同様の知見及び業務経験を有する者を配置すること。

（２）契約資料等に基づく契約内容等の分析及び経費削減策の企画立案

受託者は、病院が提供する契約資料や所管部署へのヒアリング等に基づき、現状の契約内容等の分析及び経費削減策の企画立案を行い、中間報告書として病院に提出すること。

なお、中間報告書は、経費削減策の根拠やデータ等を示して作成すること。

見直しの対象とする契約及び契約内容は、中間報告書等をもとに、関連する法律、政令、省令、告示、条例、規則、病院が示す関連規程等のほか、病院機能や患者サービスの水準維持・向上の観点を踏まえ、病院が決定する。

（３）経費削減に向けた具体的活動支援

受託者は、病院が仕様書等の見直しを図り、経費削減の実現に向けた移行への具体的な活動支援を行うこと。

経費削減に取り組む本件各種分野について、価格交渉の進め方及び関係資料を作成し、削減目標額を一覧表に整理した上で、関係各部署との協議の場に同席の上、調整等を行うこと。

病院と協議し、コスト削減に向けた各取引業者との交渉の場に同席の上、調整等を行うこと。

(4) 業務打合せ

受託者は、本業務の実施に関して病院と打合せを行い、業務の円滑な進捗に努めること。

打合せは、原則として、病院若しくはオンラインで行う。打合せの実施方法等については、病院と協議のうえ決定する。

業務打合せの実施毎に、日時、出席者、実施事項等の概要を記載した報告書を作成し、病院に提出すること。

(5) 人材育成

病院職員に対し、診療材料に関する知識、情報、分析、評価方法、卸業者等との価格交渉の助言等を行うとともに、価格交渉を行うのに必要なマニュアルを作成し、研修会等を開催すること。

(6) 成果指標の測定

成果指標は、経費適正化による経費削減金額（下記6（4）（5）参照）とする。

受託者は、病院が提供する契約資料等に基づき、成果指標を測定し病院に提出すること。提出様式や提出時期等は、病院と協議のうえ決定する。

成果指標は、病院と協議のうえ決定する。

(7) 最終報告書の提出

受託者は、見直しを行った契約ごとの削減策や経費削減金額等を取りまとめた最終報告書を作成し、病院に提出すること。

3 見直しの対象とする経費等

(1) 見直しの対象とする経費

以下経費を見直しの対象とし、具体の事業については病院と協議のうえ決定する。

ア 材料費（薬品費・診療材料費）※共同購入による材料の調達に係る費用を除く

イ 委託費

ウ その他経費（受託者の提案等により病院が選定する契約や、病院からの提案等により選定する契約等）

(2) 見直しの対象とする契約規模

契約規模による要件は設けず、全ての契約を対象とする。

(3) 成果指標

経費削減金額（下記6（4）（5）参照）

4 スケジュール（予定）

令和 8 年 11 月	委託業務契約締結
令和 8 年 11 月～	経費削減支援業務実施
令和 9 年 1 月頃	中間報告書の提出
令和 9 年 2 月頃	成果指標の測定

5 成果品

- （１）中間報告書（製本版及び電子媒体）
- （２）最終報告書（製本版及び電子媒体）
- （３）その他、本業務に関して病院が必要と認めるもの

※各成果品の様式・提出期限等は、病院と協議のうえ決定する。

6 契約方式等

（１）契約方式

成果連動型民間委託契約方式※

※課題解決に対応した成果指標を設定し、成果指標値の改善状況に連動して委託費等を支払う手法

（２）契約金額

契約金額（支払額）は、固定払いによる支払額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額（以下「固定支払額」という。）並びに本業務の成果による経費削減金額の合計（以下「経費削減金額」という。）に成果払いの割合（受託者の提案により決定する。）を乗じた額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とし、固定支払額は 7,500 千円（税込）以内、成果連動払いは割合を 40%以内、金額を 14,000 千円（税込）以内とする。なお、固定支払額は、コスト削減金額の成果に関わらず、業務実施に対して支払うものとする。

（３）委託費の支払い条件

支払い回数及び支払い時期は、別途協議のうえ決定する。

（４）経費削減金額の算定対象の範囲

- ア 経費削減金額の算定対象は、受託者から提案された経費削減策のうち、病院が見直しを行い経費削減が実現した契約及び契約内容とする。
- イ 病院の施策の転換等の事由により業務が行われない場合や、経費削減の取組が著しく病院機能や患者サービスの低下、品質悪化につながる恐れがある場合等、合理的な理由（上記の理由に限らない）がある場合は、経費削減金額の算定対象としない。
- ウ 病院が既に予定している契約内容等の見直しの事実を、受託者の中間報告書の提出までに、受託者と書面等で共有した場合は、経費削減金額の算定対象としない。

(5) 経費削減金額の算定方法

受託者の具体的な提案に基づき、病院が取組を実施したことにより、経費削減が実現したことが明らかな対象（以下「成果測定対象」という。）を経費削減金額の算定対象とすることとする。

各契約の契約内容等に応じて、以下のア～ウの方法のいずれかで算定するものとする。

ア 成果測定対象の改定前契約額 － 成果測定対象の改定後契約額

イ $(\text{成果測定対象の改定前単価} - \text{成果測定対象の改定後の新規単価}) \times \text{改定後の新規単価実績数}$

ウ $(\text{成果測定対象の改定前月額} - \text{成果測定対象の改定後の新規月額}) \times \text{改定後の新規年度内月数}$

※ 契約額及び単価については、消費税及び地方消費税を含まない額とする。

※ 新規契約額、単価、数量等について、本業務の成果に因らない外部要因（最低賃金の上昇等）による増減がある場合や、受託者からの具体的な提案に基づかない予算額と契約額との差額（契約請差）は、算定から除外することとし、具体の金額等については病院と協議のうえ決定する。

※ 年間実績数については、令和7年度の実績数を原則としつつ、令和7年度に発注量が著しく増減がある場合は、病院と協議のうえ決定する。

ただし、上記ア～ウ以外に適切な算定方法がある場合は、病院と協議のうえ決定する。

(6) 契約の履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

7 SPD委託業者との連携

本業務の遂行にあたっては、病院の物流管理業務等に支障が無いよう SPD 委託業者と協議・調整を密に行い、連携を行うこと。

8 その他留意事項

(1) 業務の実施に関しては、企画提案の内容にかかわらず、病院と協議のうえ、業務実施計画書を策定し提出すること。

(2) 受託者は委託期間中の業務経過内容全般を把握している担当者を置き、病院と十分に連絡調整を行いながら、誠実に業務を履行すること。また、病院から指導・助言を求められた際は、速やかに対応すること。

(3) 受託者は、病院と十分に協議を行いながら業務を進めることとし、資料や原稿作成等の際には、必ず、病院の確認及び指示を受けること。

(4) 受託者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的かつ有効に行う上で必要と思われる場合には、病院と協議の

- 上、あらかじめ書面で承認を受けて業務の一部を委託することができる。
- (5) 受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしたり、不当な目的に使用してはならない。なお、契約期間満了後においても同様とする。
 - (6) 受託者は、「仙台市行政情報セキュリティポリシー」及び別記「行政情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守することとし、それらに変更があった場合は、これに適合するよう必要な措置を講じること。
 - (7) 本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。
 - (8) 本業務の実施に当たっては、適用を受ける法律、政令、省令、告示、条例、規則、病院が示す関連規程等を遵守すること。
 - (9) 病院における施策の転換等やむを得ない事由により予定業務の発注が行われない場合は、業務を受注できない場合がある。
 - (10) 成果品については、病院に帰属するものとする。
 - (11) 本書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、病院と協議のうえ決定する。